

計量証明書

2024年11月5日

旭東清掃株式会社 様

計量証明事業 北海道知事登録第615号
札幌市清田区平岡1条1丁目1番40号
電話 代表(011)888-0122日本衛生株式会社
代表取締役 山本 秀雄ご依頼の試料の計量の結果を下記のとおり
証明いたします。

環(濃度) 11103 号

環境計量士 荒木 徹



記

計量の対象	計量の結果	定量下限値 ^{※2}	計量の方法
別表1の通り	別表1の通り	別表1の通り	別表1の通り
採水年月日 : 2024年10月3日 9:50 受付年月日 : 2024年10月3日 採水場所 : 旭東清掃株式会社 みどりの森処分場 放流水 水温 : 22.0 °C 採水者 : 日本衛生株式会社 荒木 徹 備考 : ※1 計量法第107条以外の証明 ※2 定量下限値は計量証明の対象項目ではない 以上			

別表1

旭東清掃株式会社 みどりの森処分場 分析結果 放流水

計量の対象	計量の結果	定量下限値 ^{※2}	計量の方法
水素イオン濃度	7.6(水温22.3℃)	-	JIS K 0102-12.1
浮遊物質(S) (mg/L)	4	1	昭和46年環境庁告示第59号付表9
化学的酸素要求量(COD) (mg/L)	14	0.5	JIS K 0102-17
生物化学的酸素要求量(BOD) (mg/L)	< 1	1	JIS K 0102-21及び32.3
大腸菌群数 ^{※1} (個/mL)	18	-	昭和37年厚生省・建設省令第1号
窒素含有量 (mg/L)	17	0.5	JIS K 0102-45.2
磷含有量 (mg/L)	< 0.05	0.05	JIS K 0102-46.3.1
アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	14	0.5	JIS K 0102-42.1及び2 JIS K 0102-43.1.2及び43.2.5
トリクロロエチレン (mg/L)	< 0.001	0.001	JIS K 0125-5.2
テトラクロロエチレン (mg/L)	< 0.001	0.001	JIS K 0125-5.2
ジクロロメタン (mg/L)	< 0.001	0.001	JIS K 0125-5.2
四塩化炭素 (mg/L)	< 0.001	0.001	JIS K 0125-5.2
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	< 0.001	0.001	JIS K 0125-5.2
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	< 0.001	0.001	JIS K 0125-5.2
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	< 0.001	0.001	JIS K 0125-5.2
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	< 0.001	0.001	JIS K 0125-5.2
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	< 0.001	0.001	JIS K 0125-5.2
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	< 0.001	0.001	JIS K 0125-5.2
ベンゼン (mg/L)	< 0.001	0.001	JIS K 0125-5.2
1,4-ジオキサン (mg/L)	< 0.05	0.05	昭和46年環境庁告示第59号付表8
シマジン (mg/L)	< 0.003	0.003	昭和46年環境庁告示第59号付表6.1
チオベンカルブ (mg/L)	< 0.02	0.02	昭和46年環境庁告示第59号付表6.1
チウラム (mg/L)	< 0.006	0.006	昭和46年環境庁告示第59号付表5
ほう素及びその化合物 (mg/L)	6.5	0.01	JIS K 0102-47.3
セレン及びその化合物 (mg/L)	< 0.01	0.01	JIS K 0102-67.4
砒素及びその化合物 (mg/L)	< 0.01	0.01	JIS K 0102-61.4
亜鉛含有量 (mg/L)	0.01	0.01	JIS K 0102-53.3
フェノール類含有量 (mg/L)	< 0.5	0.5	JIS K 0102-28.1
銅含有量 (mg/L)	0.01	0.01	JIS K 0102-52.4
カドミウム及びその化合物 (mg/L)	< 0.003	0.003	JIS K 0102-55.4
鉛及びその化合物 (mg/L)	< 0.01	0.01	JIS K 0102-54.4
クロム含有量 (mg/L)	< 0.01	0.01	JIS K 0102-65.1.5
六価クロム化合物 (mg/L)	< 0.01	0.01	JIS K 0102-65.2.5
溶解性マンガン含有量 (mg/L)	0.03	0.01	JIS K 0102-56.4
溶解性鉄含有量 (mg/L)	< 0.01	0.01	JIS K 0102-57.4
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物 (mg/L)	< 0.0001	0.0001	昭和46年環境庁告示第59号付表2
アルキル水銀化合物 (mg/L)	< 0.0001	0.0001	昭和46年環境庁告示第59号付表3
ポリ塩化ビフェニル (mg/L)	< 0.0001	0.0001	昭和46年環境庁告示第59号付表4
有機磷化合物 (mg/L)	< 0.1	0.1	昭和49年環境庁告示第64号付表1
シアン化合物 (mg/L)	< 0.1	0.1	JIS K 0102-38.1.2及び38.3
ふっ素及びその化合物 (mg/L)	< 0.8	0.8	JIS K 0102-34.1
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (mg/L)	< 1	1	昭和49年環境庁告示第64号付表4 分別はJIS K 0102附属書1
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (mg/L)	< 1	1	昭和49年環境庁告示第64号付表4 分別はJIS K 0102附属書1

廃棄物の処理及び清掃に関する法律による排水基準

項目	許容限度	
水素イオン濃度	海域	5.0以上 9.0以下
	海域以外	5.8以上 8.6以下
浮遊物質(SS)		60 mg/L
化学的酸素要求量(COD)		90 mg/L
生物化学的酸素要求量(BOD)		60 mg/L
大腸菌群数		日間平均 3000 個/mL
窒素含有量		120(日間平均60) mg/L
燐含有量		16(日間平均8) mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物		200 mg/L
トリクロロエチレン		0.1 mg/L
テトラクロロエチレン		0.1 mg/L
ジクロロメタン		0.2 mg/L
四塩化炭素		0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン		1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02 mg/L
ベンゼン		0.1 mg/L
1,4-ジオキサン		0.5 mg/L
シマジン		0.03 mg/L
チオベンカルブ		0.2 mg/L
チウラム		0.06 mg/L
ほう素及びその化合物	海域	230 mg/L
	海域以外	50 mg/L
セレン及びその化合物		0.1 mg/L
砒素及びその化合物		0.1 mg/L
亜鉛含有量		2 mg/L
フェノール類含有量		5 mg/L
銅含有量		3 mg/L
カドミウム及びその化合物		0.03 mg/L
鉛及びその化合物		0.1 mg/L
クロム含有量		2 mg/L
六価クロム化合物		0.5 mg/L
溶解性マンガン含有量		10 mg/L
溶解性鉄含有量		10 mg/L
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物		0.005 mg/L
アルキル水銀化合物		検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル		0.003 mg/L
有機燐化合物		1 mg/L
シアン化合物		1 mg/L
ふっ素及びその化合物		15 mg/L
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	鉱物油	5 mg/L
	動植物油	30 mg/L

2024年10月 3日に採水致しました試料の分析結果については上記排水基準に適合します。

以 上